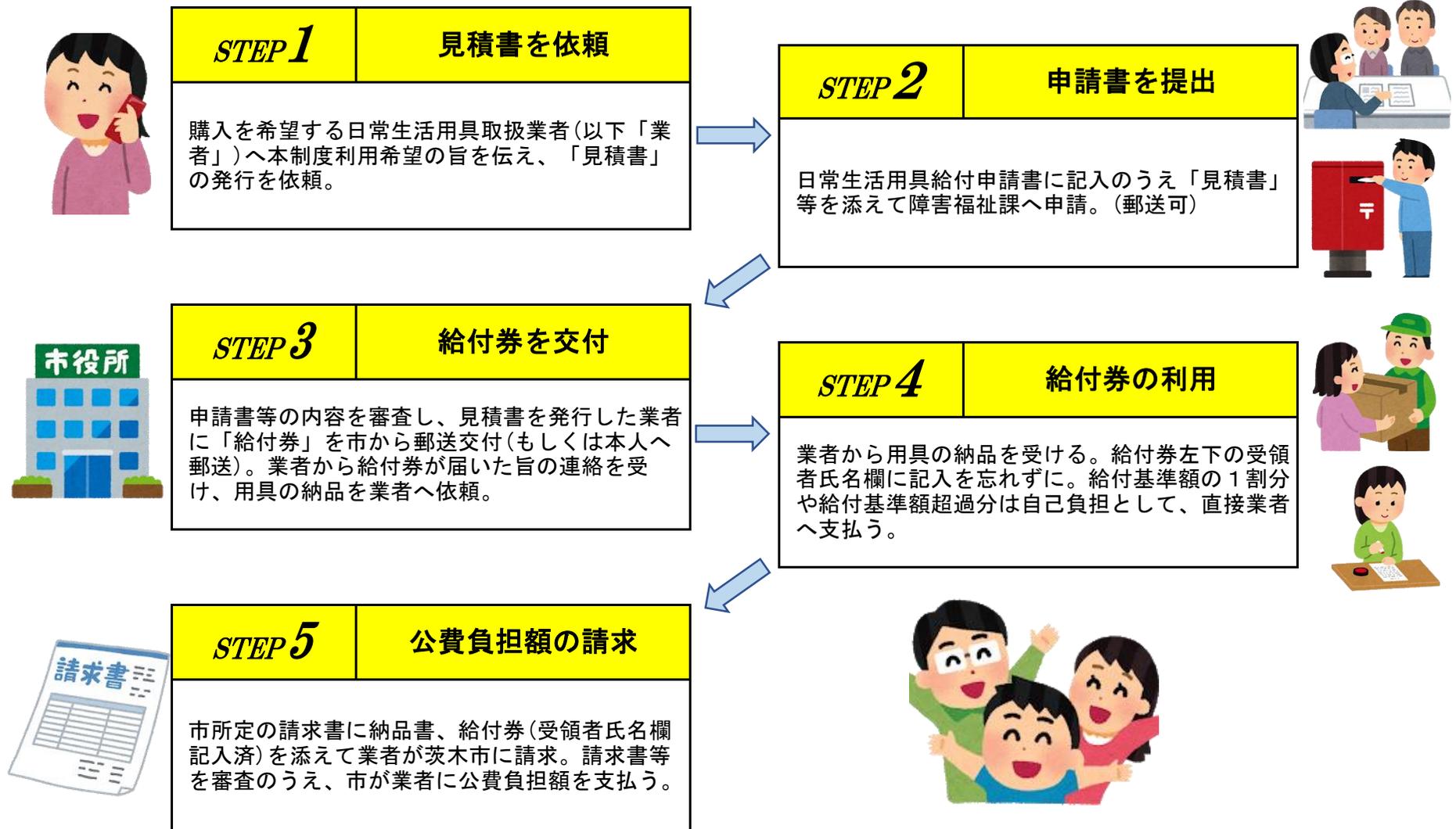


<日常生活用具の給付事業>

①申請・給付の流れ



②申請必要書類

1 日常生活用具給付申請書

2 業者発行の見積書(見積書の宛名は茨木市福祉事務所長でお願いします。)

3 商品カタログのコピー(紙おむつ、ストーマ装具の場合は不要です。)

4 個人番号カード(または個人番号が記載された住民票の写し)

※給付申請書(上記1)への個人番号記入のために必要です。(記入が困難な場合でも、申請は可能です。)

※「個人番号が記載された住民票の写し」を持参する場合は、身分証明書類の提示が必要です。

身分証明書類： 運転免許証、パスポート、障害者手帳等の本人写真があるもの…いずれか1点

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等の本人写真がないもの…いずれか2点

【以下5～7は必須ではありません】

5 医師の意見書

※電気式たん吸引器、ネブライザー、紙おむつ、自家発電機もしくは外部バッテリーの給付申請の際に必要な場合があります(参考様式あり)。詳しくは要綱別表をご確認ください。

6 特定医療費(指定難病)受給者証等

※総合支援法に規定する難病対象疾患を理由に給付を申請する場合に必要となります。

7 同意書

※茨木市外から転入された方で、個人番号による課税状況の情報照会が必要となる方のみ。

③注意点

- ☆ 購入前に申請が必要です。購入後の給付申請はできません。
- ☆ 給付基準額の1割分については自己負担です(世帯の課税状況に応じて月額負担上限あり)。
- ☆ 介護保険制度で給付の対象となる種目については、申請できません。
- ☆ 同一用具の再給付については、原則として耐用年数期間の経過が必要です。



【問合先・申請先】

茨木市福祉部障害福祉課(南館2階17番窓口)

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 TEL:072-620-1636 FAX:072-627-1692

mail:syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp